



農林水産部



1 JAS法の概要

JAS法では、食品に対する消費者の関心の高まりから、商品の選択の目安となる情報を正確に伝えるために、生鮮品や加工品といったすべての飲食料品について、適正に表示することを義務付けてあります。



食品は、「名称」「原産地」「加工賞味消費期限」「保存方法」「製造業者等の氏名または名称及び住所」を表示する」ととなっております。

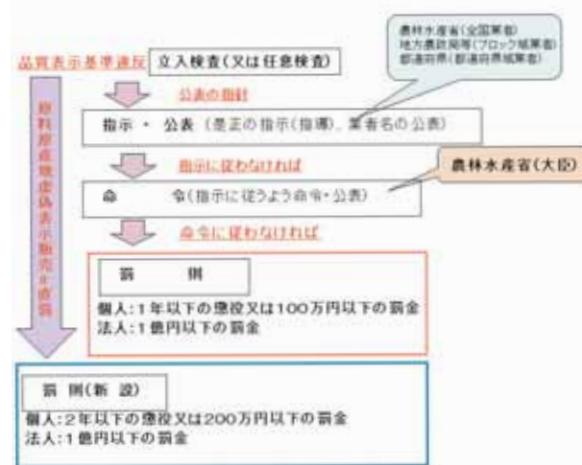
2 食品表示を取り巻く現状と改正の経緯

産地偽装といったJAS法違反が多発発生し、平成20年度に農林水産省及び都道府県が行った改善指示件数は合計1118件（このうち沖縄は2件）となり、この数年では最多となつて

- (1) 目的規定の改正（第1条）
 - ・法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示する。
- (2)品質表示基準の遵守に関する規定の新設（第19条の13の2）
 - ・直罰規定の導入に伴い、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨を明文化する。

- (3)品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設（第19条の14の2）
 - 「食品表示適正化ローラー作戦」や「JAS法の周知徹底への取り組み」

品表示110番の受付等を実施しているところですが、今回のJAS法改正に伴い、食品関連業者等に対するセミナー等説明会の開催や食品スーパー等店舗調査等を通して、改正JAS法の内容の周知と適正な食品表示の普及啓発を図ることとしています。



JAS法の品質表示基準違反に対する罰則について

～原産地の虚偽表示をした者には直罰の導入～

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）が改正されました！

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にあるため、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設等を内容とした改正JAS法が平成21年4月22日に国会で可決され、本年5月30日から施行されました。